

近江八幡市立岡山小学校

# いじめ防止基本方針

令和7年4月

近江八幡市立岡山小学校

# I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1. いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

（注1）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。

（注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

（注3）けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（注4）いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。（軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など）ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

## 2. いじめ防止等のための対策と推進について

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とともに適切な連携を図りながら、対策を推進する。

本校では、国・県・市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「学校いじめ防止基本方針」として定める。学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒お

よびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。また、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、その内容を学級懇談会等の機会を捉えて、児童、保護者、関係機関等に説明する。

### 3. 学校の組織等の設置と役割

学校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」（法第22条）を組織する。必要に応じて、教育委員会の支援を得ながら、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を求める。「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には以下のとおり。

#### 【未然防止】

◇いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと

#### 【早期発見・事案対処】

◇いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる

◇いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う

◇いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う

◇いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

◇重大事態の調査の母体となる

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

◇学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する

◇学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと（P D C A

サイクルの実行を含む)

◇いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること

◇児童生徒や家庭・保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行う

#### 4. 学校におけるいじめの防止等に関する取組の方針

##### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校のいじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。さらに、教師の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

##### (2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間や場所、インターネットなどのツールを通じて行われることが多くある。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知するように努める。

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保ち、変化や危険信号を見逃さないようにし、学校はアンケート調査や教育相談等の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について子ども部会において別に定める。アンケート調査や個人面談における、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

##### (3) いじめの対処

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。また、各教職員は、学校が定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。いじめ防止対策委員会において情報共有を行った

後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携を図りながら取り組む。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校のいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校のいじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒については、日常的に注意深く観察をする。

### （４）家庭、地域および関係機関・団体等との連携

① PTA との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなどして、保護者等は児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めることなど、いじめの防止等における家庭・保護者の役割を啓発する。また、いじめの加害・被害に

関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

② 青少年育成関係団体や地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、見守り体制の整備に努める。また、いじめの疑いがある場合には、速やかに学校や関係機関等への情報提供に努めるよう周知を図る。

③ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき場合や、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

## 5. いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※学級内外、学校内外のいずれの場においても起こることが想定される。

※いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しない事が多い。周りにいる、はやし立てたり面白がったりする存在（群衆）と、周辺で黙ってみている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で起こることが多い。その場合、以下の2点に留意する必要がある。

※いじめられた側から見れば、群衆も傍観者も含め、周りがすべて加害者と認識されることがある。

※傍観者も群衆もいじめがあることを苦にしながら、仲裁したり訴えたりすることが難しい状況に置かれていることも考えられ、加害者以外すべて被害者と見る場合もある。

## II いじめの防止等のための取組

### 1. いじめ防止基本方針の策定

本校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。

いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織

として一貫した対応となるように努める。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開する。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2. いじめ防止対策委員会の設置と役割

いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むため、校長・教頭・教務（主幹教諭）・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・当該学級担任・当該学年主任・SC・SSW等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○いじめ防止対策委員会以外の組織

- ・学年会、生徒指導部会等で、定期的に子どもの状況について、情報を共有・指導について検討する。
- ・合同部会・・・月 1 回、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援学級担任、管理職で、気になる子どもについて、現状や指導についての情報の交換、検討、及び共通行動、取組について話し合う。
- ・子どもを考える会・・・年に 2 回、全職員参加で全校の子どもや課題を有する子どもについて、情報交換を行い、対応方法等を検討する。

## 3. いじめの防止について

### (1) 「多面的な児童理解」を深める取組

いじめを防止するための取組としてもっとも重要なことは、子どものことを深く知ることにある。一人ひとりの子どもの悩みや、課題、普段の様子とのちがいに気づくこと抜きに、教師がいじめを未然に防ぐことは難しい。そこで、本校生徒指導基本方針にも示す「多面的な児童理解」を、以下の二点によって深めていく。

◇問題行動だけでなく、子どもの日常の行動、子どもとの会話、子どもが表現（生活ノート、日記・作文・絵など）したものなどを手がかりに、その子の内面の様子を想像し、くらしや、環境はどうなっているのかを知ること。

◇上記の視点で教師がつかんだ子どもの実態を語りあい、その内容をもとにして共通理解をはかり、共通実践の土台とすること。

## (2) 子どもに教え、子どもを育てる取組

### ① 全教育活動を通じた、人権教育・特別支援教育の推進

以下の取組を通じて、弱い立場におかれている子どもや、困難な課題を背負わされている子どもたちを大切にする教育活動を推進する。

- 児童の発達段階に即して、基本的な生活習慣を身につけ、健やかな身体と豊かな心を養い、基礎学力を高める。
- 「いじめは絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを子どもに宣言する。
- いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践活動の基本とし、人権教育の充実に努める。新型コロナウイルス感染症を含むあらゆる感染症に対して、科学的根拠に基づいた指導を行い、教職員・児童共に人権意識を高めることを通じていじめを未然に防止する。
- 自尊感情や人と関わる力（コミュニケーション能力）、社会への正しい見方の育成に努め、よりよい集団づくり、生活・学習環境づくりを推し進める。
- 学級担任は気になる子どもの実態把握に努め、特別支援教育部との連携に努める。
- 教育課程の中で、特別支援教育の理解推進に努める。

### ② 「わかる授業」の工夫

「わかる授業」「魅力ある授業」の創造に努め、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を大切にする。

学力の重要な3つの要素は「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」であり、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう授業改善に努める。

### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

以下の取組を通じて、子どもの一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。

- 一人ひとりが活躍できる学習活動
  - ・学習課題を明確にし、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
  - ・自分の思いや考えを持ち、発表したり交流したりする。
- どの子にも「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と切り切る指導を徹底する。
- 各教科の授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育めるよう工夫する。
- 子どもたちが「いじめをしない、させない学校づくり」を学級活動等で自主的に取り組んでいく。

- 子どもとのふれあいの時間を確保すると共に大切にす。
- 気軽に相談できるよう、子ども、保護者との関係づくりを大切にす。
- 一人ひとりの良いところをみんなで見つけたり、評価できたりするような取組を増やす。
- 子どもの一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

**【一人ひとりが活躍できる学習活動】**

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・子どもの自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・子どもが主体的に取り組める学習活動や学習課題の工夫
- ・異学年交流の充実

**【人との関わりを身に付けるための体験的な活動】**

自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育むことができる。

- 学校の全教育活動を通して積極的に子どもが発言できる場を設定していく。
- 人権感覚を育成できるような取組を各委員会活動や児童会活動で仕組む。
- 「特別の教科 道徳」や全教育活動を通して行う道徳教育、体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
- 「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、年間を見通して特別活動等の充実を図る。
- 安心して自分を表現できる学級づくり  
学級の安心ルール、話し方・聞き方のルールをつくり、誰もが思いや考えを安心して表現できる学び合いの素地を育てる。
- 人とつながる喜びを味わう体験活動  
友だちとわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合科的な学習の時間や生活科等で道徳性を育てるための体験活動の推進を行う。

**(3) 研修・啓発**

**① インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

日常的に情報、モラル、誹謗中傷、スマートフォン、パソコンについての危険性、フィルタリングサービス利用の徹底やLINE等の適切な活用について、子ども、保護者両者に働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけるよう啓発していく。

また、インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、資料の配付や研修など啓発活動を実施する。

### ② 教職員の感性を高める研修の推進

教職員に対して、いじめ防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に努める。朝の打合せ、職員会議、子どもを語る会などあらゆる機会に、具体的な事例を紹介し、実際におこった場合、組織で迅速な対応ができるようにする。

### ③ 保護者や地域への働きかける

「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」を推進し、基本的な生活習慣の定着を図ると共に、「家庭学習のすすめ」を推進し、安定した生活リズムをおくことで健康に学校生活を送れるよう啓発していく。

また、児童が学校や地域で安心して生活していくために、学校評議員会や地区別子育て懇談会、青少年育成学区民会議等で子どもの成長や課題について意見交流することにより、地域と連携していく。

## 4. いじめの早期発見について

### (1) アンケート調査についての取組

年2回(5月・10月)、「いじめのアンケート」を実施する。

### (2) 教育相談週間についての取組

年2回(6月、11月)アンケートをもとに個人面談を行う。アンケート調査や個人面談における児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

### (3) いじめ相談体制についての取組

① ストップいじめアクションプランの「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を有効活用し、児童の実態把握に努める。

② 日常的に鋭いアンテナをはり、些細な言動・表情・行動の変化、日記やノート類での子どもの変化を見逃さないようにする。鋭いアンテナを張るとは、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機感と緊張感を持って、絶えず学級をみていくということである。他にも以下の取組等でもいじめのアンテナを張っていくことにも心がける。

- ・些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど子どもとのふれあいに努める。

- ・子ども、保護者からの情報提供を大切にする。

- ・子どもの書く、日記やノート類にも気を配る。

③ 家庭訪問で聞いた話や保健室での様子などさまざまな情報提供を大切にし、こまめに記録をとるようにする。

④ 子どもの様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該の子どもから悩み等を聞き、問題

の早期解決を図る。

⑤教育相談体制の充実を図る。担任が十分な時間を確保して、子どもの話を聞くことができる体制の確立に努める。

⑥月1回、生徒指導主任・教育相談主任・学年代表を中心とした合同部会を開き、各学年の子どもの様子について共通理解を図るとともに、課題や改善策を検討する。学年代表から各担任へ伝達し全職員に周知する。

## 5. いじめに対する措置

### (1) いじめを確認したときの対応

- ・ いじめを発見したり訴えを聞いたりした者は、すぐに学年主任、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ・ 校長指揮のもとに、速やかにいじめ対策委員会を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するのか役割分担などの打ち合わせを直ちに行う。
- ・ 事実確認は必ず個別で行い、内容の照合を行う。ただし、極端に長時間の聞き取りを行わないなど、子どもの状況には配慮する。
- ・ 速やかに事実確認の集約を行い、短期・中期・長期に分けて対応策を立てる。
- ・ 対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の子どもやその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ・ 教育委員会に適切に報告する。
- ・ 関係機関や地域の協力も得ながら、いじめ解消に向けた具体的な道筋を示す。
- ・ 犯罪行為と取り扱われるものと認めるときは警察と連携する。

### (2) いじめられた児童又は保護者への対応

- ・ まずは、いじめられた児童の話をも十分に聞き、「絶対に守りきる」ことを約束して安心感を与える。
- ・ 解決にむけて、本人及び保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ・ 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。
- ・ いじめをした加害者を別室で学習させるなど、いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ・ いじめを受けた子どもが緊張して教室に戻れない場合は、別室で授業を受けるなど学習の保障に努める。
- ・ いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- ・ 被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ・ いじめの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、継続して状況把握に努める。
- ・ いじめ対策委員会判断のもと、状況に応じて学級、学年、全校単位で保護者会の開催を検討し、開催する場合には、いじめの事実と学校の対応、

取組について説明し、理解と協力を求める。

### (3) いじめた児童への指導又は保護者への対応

- ・ 時間、場所、内容、理解、人数、背景など正確な事実確認をじっくり行う。
- ・ 中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾ける姿勢で話を聞くが、いじめは許されない事という毅然とした態度で臨む。
- ・ いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・ 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。
- ・ 相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行われるよう導く。
- ・ 償いの気持ちが行動であらわされるよう支援し、再発防止に努める。
- ・ 保護者に来校を求め、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。また徹底した指導、支援を行う。
- ・ いじめ解消後も継続した見守りを行う。
- ・ 必要に応じて出席停止などの処置を検討する。

### (4) 集団への働きかけ

- ・ 見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ・ 自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきか深く考えさせる。
- ・ 学級活動等で学級としてどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ・ 学級の進んだ取組を学年や全校に広げ、再発防止に努める。

### (5) いじめの解消の2要件

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ・もし、ライン等への不快な書き込みが発覚した場合、書き込み内容を保存、プロバイダへの削除依頼を行う。
- ・書き込みの内容によっては、警察や法務局との連絡調整を行う。
- ・書き込まれた子どもには、状況に応じて心のケアを外部機関と連携しながら検討 実施していく。
- ・書き込んだ子どもが特定できる場合は、本人への指導、保護者への連絡を実施し、再び同じ事が起こらないよう家庭で協力してもらう。

## Ⅲ 重大事態への対処

### 1. 教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
  - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

##### ② 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
  - ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会

##### ③ 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
  - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
  - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

##### ④ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した

「いじめ対策専門会議」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

#### ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
  - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
  - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
  - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
  - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）
  - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
  - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

#### ⑥ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの

信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。

- 学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があるので踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

## (2) 調査結果の報告及び提供

- ① 調査結果は、速やかに報告を行う。
  - 調査結果の報告先は、下記の通り。
    - ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
  - 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

### 【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

## 2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

### (1) 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- 構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行う。
- 市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

附記：基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものにしていく。

令和5年4月4日付で見直し実施

令和6年4月4日付で確認済み